

議案第18号

芽室町勤労青少年ホーム条例中一部改正の件

芽室町勤労青少年ホーム条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

芽室町勤労青少年ホーム条例（昭和53年芽室町条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

勤労青少年ホーム使用料

区分		使用料（1時間につき）
団体使用	調理室	490円
	和室	320円
	集会室	160円
	図書室	160円
	ホール	700円
	喫茶コーナー	250円
個人使用		80円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

説 明

公共施設使用料の見直しに伴い、芽室町勤労青少年ホームの使用料を改正しようとするものであります。

芽室町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第9条関係） 勤労青少年ホーム使用料			別表（第9条関係） 勤労青少年ホーム使用料		
	区分	使用料（1時間につき）		区分	使用料（1時間につき）
団 体 使 用	調理室	490円	団 体 使 用	調理室	560円
	和 室	320円		和 室	370円
	集会室	160円		集会室	190円
	図書室	160円		図書室	190円
	ホール	700円		ホール	980円
	喫茶コーナー	250円		喫茶コーナー	290円
	個人使用	80円		個人使用	100円
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>					